

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和5年12月27日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

東京都中央区日本橋 2-13-2

Dropbox Japan 株式会社

代表取締役社長 梅田成二

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社 Dropbox Japan 株式会社は米国カリフォルニア州に本社を置く Dropbox, Inc.の日本法人である。当社は全世界において、クラウドストレージサービス Dropbox をはじめとした IT ソリューションを数多く提供しており、特に主力サービスであるオンラインストレージ Dropbox は 180 カ国、7 億人、50 万社以上で利用されている。

当社が 2020 年 7 月にリリースした電子契約サービス Dropbox Sign（ドロップボックスサイン）は、全世界 150 か国以上、600 万人以上に利用されており、日本においても民間企業を中心にその利用率は年々高まりつつある。このような状況下において、当社の Dropbox Sign を活用することは、ペーパーレス化や脱ハンコといった業務課題解決につながり、さらに従来紙の書面を使用していた現場における、生産性向上も実現することが可能になると考える。

上述のようなことを背景として、今後、建設業にも Dropbox Sign を提供することで、建設業での業務効率化に貢献するとともに、契約締結業務の電子化促進による、社会経済

全体の効率化に資することを事業活動の目標とするものである。



図1：海外における主な導入事例

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

当社が提供する Dropbox Sign は、電磁的記録を活用することによるペーパーレス化、脱ハンコ化に資するものであり、従来紙の書面を使用していた現場における生産性向上を見込むことができ、また、従来の紙に代わる方法として新たな需要の獲得を見込むことができる。当社の Dropbox Sign については、建設工事の請負契約についても上記の目的に資するものであると考えており、Dropbox Sign が建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合していることを確認することができれば、当社としては建設業界に対してその旨を周知し、建設業界における建設工事の請負契約に際して、Dropbox Sign を利用していただくという新たな役務を提供することができると考える。

【需要獲得見込み】

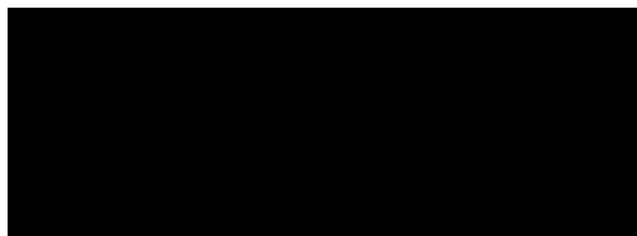
見込み導入企業：

月間締結数：

月間利用料：

年間締結件数：

年間売上金額：



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

1) 事業実施主体

サービス提供事業者：Dropbox Japan 株式会社

サービス利用者：当社顧客

2) 事業概要

(1) Dropbox Sign の仕組み

Dropbox Sign は、契約当事者同士がクラウド上で契約書等の電子ファイルを確認し、契約を締結することができる電子契約サービスである。

Dropbox Sign はサービス提供事業者である当社の秘密鍵により当社の意思を介在することなく暗号化を行ういわゆる「認印版（事業者署名型）」の方式を採用している。

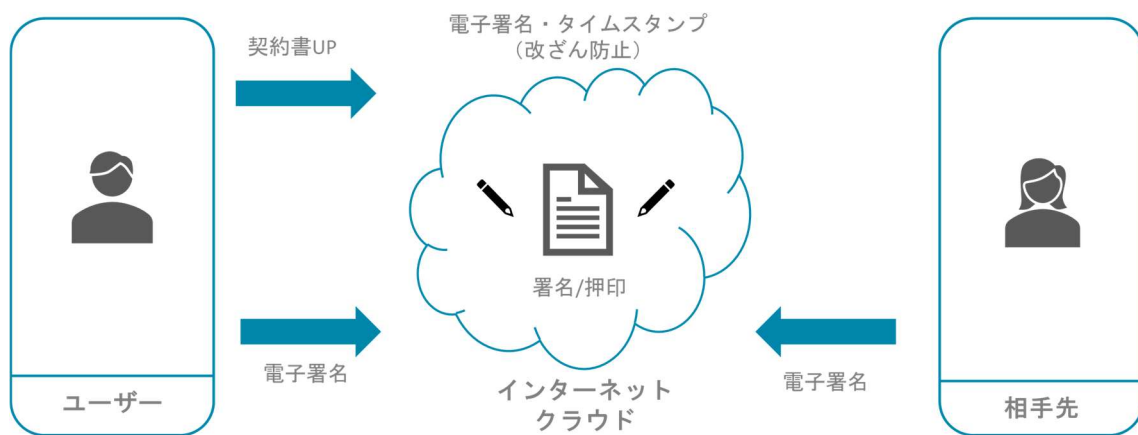


図 2: Dropbox Sign のサービス概念

(2) 送信者側の行為

①利用者である送信者は、Dropbox Sign にアカウント ID 及び PW を入力してログインし、契約書類の電子ファイルを Dropbox Sign のクラウドサーバー上にアップロードする。

アカウントは Dropbox Sign の利用開始時（契約時）に Dropbox Japan が発行する。利用者は契約時に Dropbox Sign 管理者として設定したいメールアドレスを1つ選定し、それを Dropbox Japan へ申告する。これを受け Dropbox Japan はそのメールアドレスを管理者 ID として設定する。設定された管理者 ID は Dropbox Sign の開通連絡メールをもって、初期パスワードとともに利用者に通知される。これをもって初回ログインを行い、初期パスワードを任意のパスワードに変更することにより、アカウントとしての設定が完全に完了する。



図 3:署名する契約書等のデータアップロード画面

②送信者は、Dropbox Sign の画面上で、相手方（受信者）のメールアドレスと自身（送信者）のメールアドレスを入力し、印影やサイン、テキストエリア等の位置を指定して、送信を行う。送信者は Dropbox 上から資料を開くか、自身に送信されたメール上の「確認して署名」を押下して、Dropbox Sign の文書内容確認画面より、文書の内容を確認し、「署名」のボタンをクリックする。「署名」ボタンが押下されたことを受け、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、署名者である送信者のみの意思にもとづき、当社の意思を介在することなく、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化する。なお、この際、署名する順番（送信者が先、受信者が先、順番を設けない）を送信者がメール送信の際に予め設定することができる。順番が設けられた場合、先に署名することを設定された方が署名するまで、もう一方には署名依頼メールは送信されない。

なお、署名順を受信者が署名したのちに送信者が署名するという順番に設定した場合でも、送信者は Dropbox 上から文書を開くことはできるが、受信者が署名をする前には、文書に署名することはできない。

また送信者はユーザーID とパスワードに加え認証コードの入力を求める 2 段階認証を設定することも可能となる。さらに受信者が文書の閲覧や署名する前に本人であることを確認するために送信者により追加認証を要求することができる。

ドキュメントを選択 → 署名者を追加 → フィールドを配置 → レビューして送信

これでよろしいですか？

署名者
 送信者 (t .com)
 受信者 (t .com)

他の宛先にもコピーを送りますか？

+ CC を追加

署名者へのメッセージ

ドキュメントのタイトル
 秘密保持契約書

メッセージ (オプション)
 秘密保持契約書をお送りさせていただきます。
 ご査収くださいませ。

戻る 署名を依頼

図 6: メールタイトル、本文入力、送信画面

(3) 受信者側の行為

①受信者のメールアドレス宛に、システム上で契約書類を確認・署名するための署名画面への専用 URL を記載した署名依頼メールが配信される。受信者は当該 URL をクリックし、(メール上では「確認して署名」というボタン形式で表示) Dropbox Sign の文書内容確認画面より、文書の内容を確認し、「署名」のボタンをクリックする。これを受け、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、署名者である受信者のみの意思にもとづき、当社の意思を介在することなく、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化する。

はしめる
 Powered by
 Dropbox Sign

秘密保持に関する誓約書

〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇 様

この度、私は貴社に提供されるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

第1条 (秘密保持の誓約)
 貴社業務に関し及び貴社秘密管理規程を遵守し、次に示される貴社の技術上または営業上の情報 (以下「秘密情報」といふ) について、貴社の許可なく、知照なる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは複製しないことを約束致します。

①製品開発、製造及び販売における必須、技術資料、製造情報、業務決定等の情報
 ②財務、人事等に関する情報
 ③他社との業務提携に関する情報
 ④上項または営業秘密等管理規程により秘密情報として指定された情報
 ⑤以上の他、貴社が特に秘密保持の対象として指定した情報

第2条 (秘密の権限及び帰属)
 秘密情報についてはその開示または複製に関与した場合には貴社に報告致します。
 又、秘密情報については、私がその秘密の作成、開示に関与した場合であっても、貴社業務上作成したものであることを確認し、当該秘密の帰属が貴社にあることを確認致します。また当該秘密情報について私が複製する一切の権利を貴社に譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張を致しません。

第3条 (退職後の秘密保持)
 秘密情報については、貴社を退職した後においても、開示、漏洩もしくは複製しないことを約束致します。

第4条 (取次秘約)
 報告等時に違反して、貴社の秘密情報を開示、漏洩もしくは複製した場合は、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴社が蒙った一切の損害を賠償することを約束致します。

09/07/2023

住所 Rukhawa@dropbox.com
 氏名 関手茂樹

クリックして署名を入力

図 7: 契約書類データ確認画面

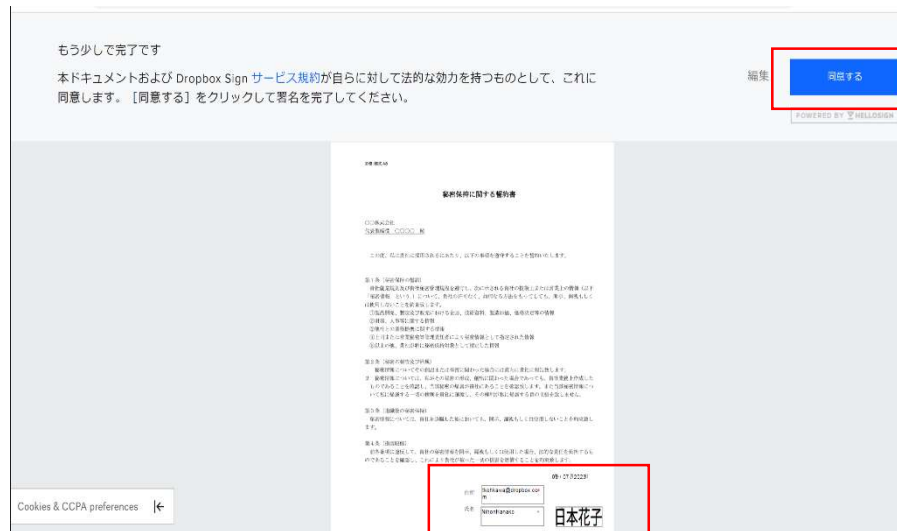


図 8: 同意（署名）画面

②送信者および受信者の電子署名の処理を完了すると、認定タイムスタンプが付与され、送信者・受信者それぞれに署名完了メールが配信され、暗号化済みの電子契約ファイルを確認、ダウンロードが可能となる。

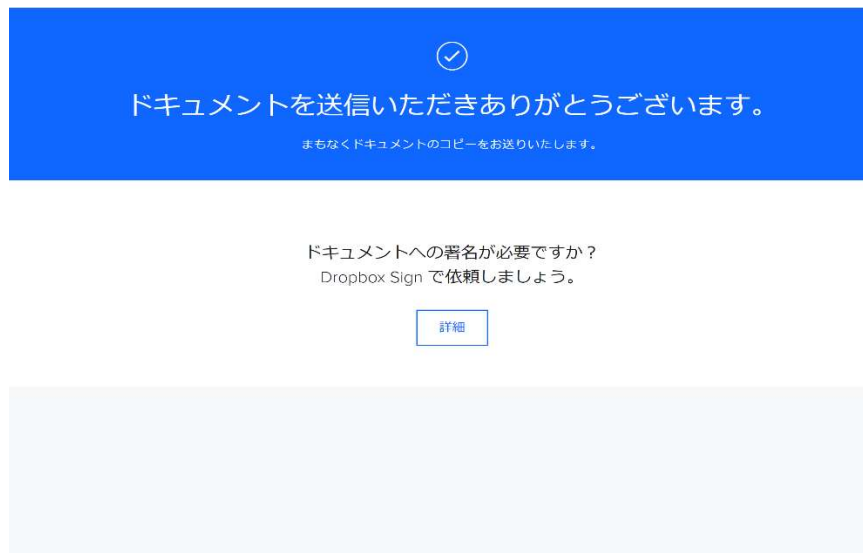


図 9：署名完了画面

上述のとおり、その操作は非常に簡便であり、また従来型の認証局が発行する IC

カード等を用いた厳格なローカル署名型電子契約サービスは異なり、メールアドレスやパスワードを用いた認証を基本としており、かつサービス利用者は別途、認証局による電子証明書等の発行を行う必要がなく、これにかかる手間やコストを低減して、より効率的かつ安全に契約書類等への署名、押印が可能となる。なお、締結された契約書類等については自動的に強固なセキュリティの施されたクラウドサーバー内で保管され、Dropbox Sign の利用者はいつでもそれらを検索、閲覧することが可能である。

3) 新事業活動を実施する場所

東京都中央区日本橋 2-13-12 Dropbox Japan 本社および各事業所

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本件の解釈が明確化し次第、速やかに実施

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

建設業法（昭和二十四年法律第百号）

第十九条

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

第十三条の四

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

1) 具体的な確認事項

当社の提供する電子契約サービス Dropbox Sign が、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に規定される技術的基準の要件を満たしているかどうかを確認したい。

2) 当社の考え方

「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」では見読性の確保ならびに原本性の確保について述べられており、また建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（2020 年 10 月 1 日施行）により追加された、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項第 3 号では本人性の確保について述べられている。Dropbox Sign は、以下の対応により、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に規定される技術的基準の要件を満たしているものとする。

(1) 見読性の確保について

電子契約サービス Dropbox Sign に文書原本保管機能を有しており、インターネットに接続できるパソコンから Web ブラウザ経由で電子契約サービス Dropbox Sign にアクセスすることで、建設工事請負契約書を PDF ファイルとして閲覧、印刷、ダウンロードすることが可能である。電子契約サービス Dropbox Sign はこの対応により、見読性が確保される。

(2) 原本性の確保について

電子契約サービス Dropbox Sign は、「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容 2) 事業概要」に記載のとおり、秘密鍵暗号方式による電子署名及びタイムスタンプを付す機能を有しているため原本性は確保される。また、Dropbox Sign の電子署名には、RSA 方式（ハッシュ関数 SHA256、鍵長 2048 ビット）の暗号アルゴリズムが使用されており、改変が行われていないかどうかを検知できるようになっている。

電子署名の作成時点で算出したハッシュ値と改ざんが疑われる資料のハッシュ値を比較することにより改ざんの有無を確認するもので、電子署名の作成時点で算出したハッシュ値と、確認すべき資料のハッシュ値が同じであれば、それらのデータには改変がなかったことが証明できる。（改ざんがされていた場合はハッシュ値が同一にならない）これは公開鍵暗号が「異なる秘密鍵から同じ暗号データが作成されない」と「秘密鍵で暗号化されたデータは対となる公開鍵でしか復号できない」という性質に基づくものである。

さらに、署名処理済みの PDF に改変を加えた場合、Adobe Acrobat などの PDF リーダーでは変更がある旨が表示されるなど証明書による検証済みとの旨が表示されないため、改変の有無も検知することができるようになっている。これらのことから

Dropbox Sign で署名された書類については、原本性が確保される。



図 10:署名パネルによる署名の有効性表示画面

(3) 本人性の確保について

本人性の確保について Dropbox Sign の電子署名サービスでは利用者は、送信者が Dropbox Sign に文書ファイル（PDF 形式）をアップロードし、受信者の情報（法人名、氏名、メールアドレス等）を入力の上、相手先に送信する仕組みとなっており、送信者、受信者ともに実在するメールアドレスを用いる必要がある仕様となっている。

送信者は Dropbox Sign のドキュメント画面より、該当の文書を選択し「はじめる」

のボタンをクリック、必要情報を入力して最後に「同意する」ボタンをクリックする。これを受け、電子契約サービス事業者である当社が、署名者である送信者のみの意思にもとづき、当社の意思が介在することなく、当社の秘密鍵により暗号化がなされるとともに、署名者情報が付与される仕組みとなっている。

受信者が電子メールにて受信した URL をクリックし、Dropbox Sign の署名画面より、文書の内容を確認し、「はじめる」のボタンをクリック、必要情報を入力して最後に「同意する」ボタンをクリックする。これを受け、電子契約サービス事業者である当社が、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、当社の秘密鍵により暗号化がなされるとともに、署名者である受信者のみの意思にもとづき、当社の意思が介在することなく、署名者情報が付与される仕組みとなっている。

Dropbox Sign にて署名できるのは Dropbox Sign のログイン情報を持っているか、電子メールで署名依頼を受け取った者のみに限定される。Dropbox Sign のログイン情報を持っている場合、ユーザーアカウントに無断でアクセスし不正に文書に署名するや送信するなどの行為を防ぐためにユーザー情報（ユーザーID やパスワードなど）を全て暗号化している。ユーザーID とパスワードに加え認証コードの入力を求める 2 段階認証を設定することも可能となる。また受信者が文書の閲覧や署名する前に

本人であることを確認するために送信者により追加認証を要求することができる。認証には以下の2つの種類がある。

- SMS：受信者が署名依頼メールを受け取った際、スマートフォンへのコードの送信をリクエストすることができる。ドキュメントにアクセスするには、そのコードを入力する必要がある。
- パスワード：送信者がパスワードを設定し、受信者はファイルにアクセスする際にそのパスワードを入力する必要がある。

図 11:署名パネルによる署名の有効性表示画面

さらに、Dropbox Sign では、全ての通信が TLS (Transport Layer Security) 暗号化によって保護されていることから、経路途中で署名指示の改ざんやなりすましはできず、利用者の指図にもとづき、当社や第三者の意思が介在する余地なく、機械的にサービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化処理を実行されるものとなっている。さらに、当社内の悪意の従業員による、利用者の意図しない電子署名が行われないよう、Dropbox Sign の本番環境にアクセスできる権限は適切な責任者に制限される。また、責任者の不正アクセスについては、社内の監査による体制面での牽制をすることで、アクセス権限管理を実施している。具体的には、本番環境にアクセスする前に責任者にてシングルサインオンによる認証が行われた後、SSH キーペアと 2 段階認証による要塞ホストへの認証が必要とされる。それに加え、本番環境へのすべてのアクセスは自動監視ツールにより記録され、疑わしいアクティビティが検出される場合はセキュリティチームにアラート通信が送信される。さらに、アクセス権限を持つ責任者リストは四半期ごとに管理者によって見直され、適切な権限を維持する。

これらの仕組み、仕様により Dropbox Sign では署名時に第三者が介在する余地はなく、本人性の確保がされる。

7. その他
特になし

以上